

和光市民文化センター指定管理者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 和光市民文化センター条例（平成4年条例第18号）第2条に規定する和光市民文化センター（以下「和光市民文化センター」という。）の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を公平かつ適正に選定するため、和光市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年規則第17号）第4条の規定に基づき、和光市民文化センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもってこれに充てるものとし、和光市民文化センター指定管理者の選定を行う都度、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 総務部長
- (2) 企画部長
- (3) 教育部長
- (4) 文化行政に関し知識経験を有する者 2人

3 委員会に委員長を置き、総務部長をもってこれに充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する任命又は委嘱をした日から市長が別に定める日までとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部総務人権課において処理する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。